

規制等業務の当面の実施手順に関する方針を次のように定める。

平成 24 年 9 月 19 日

原子力規制委員会

規制等業務の当面の実施手順に関する方針

1. 目的

本方針は、原子力規制委員会の規制等の業務に関して基本的な業務の実施手順を定めることにより、原子力規制委員会発足当初におけるこれらの業務の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

2. 総則

- (1) 原子力規制委員会は東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえて、規制等の業務の実施手順について、必要に応じた見直しを行っていくものとする。ただし、安全確保の観点から規制業務の中断は許されないことであり、そのために、当面は以下の方針により規制等の業務を実施することとする。
- (2) 原子力規制委員会の発足前後において法制度上の変更のない規制等の業務に関しては、旧組織における従前の業務の実施手順を継承することを基本とする。ただし、原子力規制委員会発足後に定められる新たな業務の実施手順に係るルールを優先するものとする。
- (3) 個別の業務の実施手順を定める内規類については、原子力規制庁発足後の業務の実施手順の定着状況等を踏まえつつ、順次整備するものとする。

3. 実施手順

- (1) 許認可等の業務に関しては、原子炉の設置その他の重要な案件については、**(別添 1)** を基本とし、別に定める外部接触ルール、情報公開ルール、意見聴取会実施ルールに沿って行う。上記以外の原子力施設については、各原子力施設の事故時の放射線影響等を考慮して、**(別添 1)** のうち、手順の一部を簡略化する。
- (2) 事故故障等に対応するための業務に関しては、原子炉施設その他の重要な施設については、**(別添 2)** を参考に、別に定める外部接触ルール、情報公開ルール、意見聴取会実施ルールに沿って行う。上記以外の原子力施設については、各原子力施設の事故時の放射線影響等を考慮して、**(別添 2)** のうち、手順の一部を簡略化する。

4. 被規制者との関係

- (1) 被規制者に対する指示等は原則として文書で行い、行政機関の保有する情報の公開に関する法律における不開示情報に当たらない限り、当該文書の一部又は全部を公開する。
- (2) 被規制者との接触に関しては別に定める外部接触ルールに従う。

5. 報道発表等

- (1) 報道発表の基準は、核物質防護措置に関するものを除き、原子炉施設その他重要な原子力施設については**(別添3)**に、その他の原子力施設については**(別添4)**に、それぞれよるものとする。
- (2) 主要な許認可等の報道発表など原子力施設の立地地域に関する報道発表は、地域安全総括官、関係する原子力規制事務所、関係自治体にも事前に連絡する。また、報道発表後、関係する自治体記者会参加の報道機関にも資料を提供する。

(別添1) 許認可に係る業務の実施手順のイメージ

- ①被規制者からのアプローチ (→担当者から安全規制管理官に報告)
↓
- ②申請内容の聴取・・・外部接触ルール
↓
- ③申請を受理
↓ →委員会委員及び規制庁幹部に説明、規制庁内に連絡
↓ →委員会会合に報告 (定期的にまとめる場合もありうる)
↓ →申請受理の公表、申請書の公開・・・情報公開ルール
↓
- ④職員による書面審査、現地調査
↓
- ⑤被規制者からのヒアリング、審査に必要な情報収集等・・・外部接触ルール
↓
- ⑥【必要な場合】有識者の意見聴取、専門機関のクロスチェック・鑑定
↓ →委員会委員及び規制庁幹部に説明、規制庁内に連絡
↓ →意見聴取等の実施の公表、意見聴取会の公開・・・意見聴取会実施ルール
↓
- ↓ (注) ④～⑥の手順については、必要に応じて順番の前後や繰り返しがあり得る。
↓
- ⑦被規制者に発出する文書の案の作成及び決定
↓ →委員会委員及び規制庁幹部に説明、規制庁内に連絡
↓ →委員会審議の実施の公表・・・情報公開ルール
↓ →委員会会合にて審議 (委員会の公開)・・・情報公開ルール
↓
- ⑧被規制者への文書発出・・・情報公開ルール

※原子炉施設の新増設等の重要な案件について、住民のご意見を聴く方法については、原子力規制委員会において今後検討することとする。

(別添2) 事故故障、法令違反事案等の処理(初動)のイメージ

- ①被規制者又は検査官からの連絡(→担当者から規制管理官に速やかに報告)
↓
- ②被規制者から事実関係を確認・・・外部接触ルール
↓ →委員会委員及び規制庁幹部に説明、規制庁内に連絡
↓
- ③事故故障、法令違反事案等の発生の公表・・・情報公開ルール
↓ →委員会会合に報告(定期的にまとめる場合もありうる)
↓
- ④職員による検査、事情聴取等・・・外部接触ルール
↓ →委員会委員及び規制庁幹部に説明、規制庁内に連絡
↓ →委員会会合に随時報告
↓
- ⑤【必要な場合】有識者の意見聴取、専門機関のクロスチェック・鑑定
↓ →委員会委員及び規制庁幹部に説明、規制庁内に連絡
↓ →意見聴取等の実施の公表、意見聴取会の公開・・・意見聴取会実施ルール
↓
- ⑥被規制者に発出する文書(指示、命令等)の決定
↓ →委員会委員及び規制庁幹部に説明、規制庁内に連絡
↓ →委員会審議の実施の公表・・・情報公開ルール
↓ →委員会会合にて審議・決定(委員会の公開)・・・情報公開ルール
↓
- ⑦被規制者への文書発出・・・情報公開ルール

(別添3) 原子炉施設その他重要な原子力施設に関する報道発表・ホームページ掲載基準

項 目	情報発信方法	報道 発表	地域でのお知らせ FAX		HP	備 考
				対象地域		
1. 被規制者からの申請・処分等 申請を受けたとき 申請者補正を受けたとき 処分を行ったとき	重要	○	○	申請に係る施設の立地地域	→	個別処分の概要がわかるような情報を公表。案件数が多い場合などは、原子力規制委員会の活動状況がわかるように情報を整理してHPに掲載。
	その他				○	
	重要	○	○	申請に係る施設の立地地域	→	
2. 原子力施設関係検査等 原子力発電所運転状況 検査終了時 報告とりまとめ時	重要	○	○	検査施設の立地地域	→	
	その他				○	
	重要	○	○	検査施設の立地地域	→	
3. 立入検査 開始時 終了時	重要のうち適当なもの	○	○	検査施設の立地地域	→	
	その他				○	
	重要	○	○	検査施設の立地地域	→	
4. 被規制者への指導・通達等 施設に係る指導・通達等 個別の被規制者への指導・通達等	重要	○	○	関係施設の立地地域	→	例えば全ての原子炉設置者に対して設備の点検を指導する場合。 例えば□□電力に対して安全管理の改善を指導する場合。
	その他文書によるもの				○	
	重要	○	○	当該被規制者の施設の立地地域	→	
5. トラブル 原災法10条未満 原災法10条以上	法律、通達に基づくもの	○	○	全事務所	○	当該地域でも報道発表。
		○			○	
6. 制度の改正を行うとき (法令等の改正を含む)	重要	○	○	関係する立地地域(それ以外は一般情報として事務所に提供)	→	
7. 審議会等 検討開始(趣旨・メンバー等) 開催案内 各回の議事要旨		○	○		→	
					○	
				関係する立地地域(それ以外は一般情報として事務所に提供)	○	

報告書		○	○		→	
報告書に対する委員会の方針		○	○		→	
8. 国を被告とする裁判関係						
判決時		○	○	申請に係る施設の立地地域のみ	→	
国が控訴・上告するとき		○	○	申請に係る施設の立地地域のみ	→	
9. その他						
重要	案件に応じ個別判断	○	○	関係する立地地域（それ以外は一般情報として事務所に提供）	→	
その他					○	

注1：「重要」とは、決済権者に関係なく、公衆の安全に影響がある事項、法令等への違反に関する事項、事業者への不利益処分に関する事項、原子力施設の安全性に関する事項であって社会的関心の高い事項等。

注2：HPの欄の→ は報道発表をそのままHPに掲載するもの、○は報道発表以外の軽微な情報（おしらせ等）を掲載するもの。報道発表は、案件ごとに、内容の重大性、専門性等などを勘案し、プレスレク、プレスリリースの判断をする。

注3：地域でのお知らせ FAX は、申請・処分、検査など個別施設に固有のものは委員会の発表とできるだけタイミングを合わせて行う。

(別添4) 上記別添3以外の原子力施設に関する報道発表・ホームページ掲載基準

項 目	情報発信方法	報道 発表	地域でのお知らせ FAX		HP	備 考
				対象地域		
1. 事業者からの申請・処分等 処分を行ったとき					○ ^(※1)	(※1) 案件数が多いため、一定期間ごとにまとめて整理しHPに掲載。
2. 原子力施設関係検査等						該当なし
3. 立入検査 終了時					○	立入検査結果のみ整理してHPに掲載
4. 事業者への指導・通達等 事業者全体への指導・通達等 個別事業者への指導・通達等					○ ○	
5. トラブル 法令報告該当事象 法令報告非該当事象		○			→	
6. 制度の改正を行ったとき (法令等の改正を含む)		△ ^(※2)			○	(※2) 要望によってはプレスレクもあり得る
7. 審議会等 検討開始(趣旨・メンバー等) 開催案内 各回の議事要旨 報告書 報告書に対する委員会の方針		△ ^(※3)			○ ○ ○ ○ ○	(※3) 要望によってはプレスレクもあり得る
8. 国を被告とする裁判関係 判決時 国が控訴・上告するとき		○ ○	○ ○	申請に係る施設の立地地域のみ 申請に係る施設の立地地域のみ	→ →	
9. その他	案件に応じ個別判断	○	○	案件に応じて関係する立地地域(それ以外 は一般情報として事務所に提供)	○	